

とっとり消費者大学 第2回公開講座

民法改正にそなえよう

明治29年に制定された民法が、約120年ぶりに改正されることになりました。改正（新設、削除、修正）の対象は、私たちの生活に密接に関係する、消滅時効、保証債務、賃貸借契約に関するものなど約300以上の規定に及びます。

例えば、借金を5年無視できればもう返さなくてよい？敷金は必ず貸主に返さなくてはならない？など、みなさんが気になる内容もたくさんあります。

私たちの生活のルールである民法が大きく変わります。3年以内の公布にそなえて、民法にふれてみませんか。



平成29年 **7月5日** (水)

時間：午後1時30分から午後3時まで

場所：倉吉交流プラザ2階 第1研修室
(倉吉市駄経寺町187-1)

まつもと くにたか

講師：松本 邦剛 氏

- ・法テラス倉吉法律事務所 弁護士
- ・鳥取県弁護士会消費者問題委員会委員

国民に身近な法的トラブル解決の案内所である日本司法支援センター（通称「法テラス」）の倉吉法律事務所にて、消費者問題をはじめとする各種の問題解決に尽力。

定員：50名（先着順）
事前申込・参加料とも不要
※当日、直接会場にお越し
ください。

【主催】鳥取県

問合せ先：生活環境部くらしの安心局消費生活センター／担当：五百川（いおがわ）、加藤

電話：0859-34-2765 ファクシミリ：0859-34-2670

メール：shohiseikatsu@pref.tottori.lg.jp

※手話通訳者による通訳を希望される方は6月28日（水）までに上記担当まで電話又はメールで御連絡くださいますようお願いいたします。

あやしいと思ったらまず相談！

鳥取県では全ての市町村に消費生活相談窓口が設置されています。
消費生活トラブルでお困りの方はお気軽にご相談ください。

※相談受付時間は、各市町村にお問い合わせください。

エリア	市町村名	担当課名	電話番号
東部	鳥取市	消費生活センター	0857-20-3863
	岩美町	総務課	0857-73-1444
	若桜町	町民福祉課	0858-71-0822
	智頭町	総務課	0858-71-0059
	八頭町	企画課	0858-84-1230

エリア	市町村名	担当課名	電話番号
中部	倉吉市	地域づくり支援課	0858-22-2717
	三朝町	総務課	0858-43-1111
	湯梨浜町	産業振興課	0858-35-5383
	琴浦町	町民生活課	0858-52-1707
	北栄町	住民生活課	0858-37-5866
	中部ふるさと広域連合	中部消費生活センター	0858-22-3000

エリア	市町村名	担当課名	電話番号
西部	米子市	消費生活相談室	0859-35-6566 0859-23-5379
	境港市	消費生活相談室	0859-47-1106
	日吉津村	住民課	0859-27-5951
	大山町	住民生活課	0859-54-5210
	南部町	町民生活課	0859-64-3781
	伯耆町	住民課	0859-68-3115
	日南町	企画課	0859-82-1115
	日野町	産業振興課	0859-72-0336
	江府町	住民課	0859-75-3223

クーリング・オフなど、契約を取り消すことができる場合もあります。
1人であきらめず、ご相談ください！

消費生活に関するご相談は・・・

『消費者ホットライン』
イヤヤ
188（局番なし）まで



被害にあわないためのポイント

- 優しい言葉・甘い誘いは要注意
- 本当に必要か、よく考えましょう
- 必要なければ、きっぱり断りましょう
- その場で決めず、誰かに相談しましょう

※188（イヤヤ）は、消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口をご案内する全国共通の電話番号です。